

2019年度 報告書

「ストップ虐待・親支援の
あり方検討会議」

日本女子大学特別重点化資金
虐待支援研究班

日本子ども子育て支援センター
連絡協議会

日本多機関連携臨床学会

2019年度 報告書

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

目次

◇第1部 検討会議の展開

- ・吉澤一弥 「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の全体像
- ・村上千幸 「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」のまとめ
- ・西 智子 「保育関係者に期待されること」
- ・吉澤一弥 「支援のヒント集」の解説：処罰感情の深層心理とからくり

◇第2部 保育園での聴き取り活動

- ・保育園における聴き取りの目的と成果
- ・聴き取り担当者による寄稿

企画

吉澤一弥、村上千幸、西智子、松原乃理子

運営委員

三代果乃子、足立実咲、小峰みのり、上田綾香、飯村愛

協力

大谷光代、小岱紫明、宇佐美純代、丸谷充子、武田（六角）洋子

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の全体像

日本女子大学 虐待支援研究班代表 吉澤一弥

1. 企画主旨

近年の相次ぐ虐待死事件報道やしつけにおける体罰禁止、親の懲戒権の見直しの法改正の動きを受けて、子育て現場の混乱や子育て不安の増大を強く感じた山東子ども園の村上は、とくに「親を加害者にしない」という視点から、親の子育てを支援する保育者がどのように対応したら良いかの指針策定の必要性を感じた。それを実現させるための活動としてコラボ企画「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」を私に持ちかけたのが2019年3月であった。それを受けて日本女子大学の特別重点化資金を得て虐待支援研究班としてスタートした。班のメンバーを児童学科の同僚で保育学が専門の特任教授西と学術研究員の松原にお願いし、活動拠点である虐待支援研究班の事務局を西研究室においた。こうして6月23日(日)に日本女子大学で「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の第1回の開催が実現した。保育者の村上、保育学・児童養護が専門の西、幼児教育学の松原、そして精神科医の吉澤による異分野、多職種が協働する活動のスタートである。

当日の検討会議には保育者を中心として行政や研究者を含む約80名の参加者を得た。虐待の専門家による講演、参加者がグループに分かれての討論と発表、パネルトーク、総括という流れであった。全員参加型の議論から直ぐ実行できるアイデアの生成と共有が自然発生的に展開され、以降の検討会議のルーチンとなった。体罰防止のポスターを保育園で作成し掲示する、連絡帳にメッセージを書く、園の関連機関や地域と会議の内容を共有するなど、グループの討論でこのアイデアは使えそうだという実践者の

現場感覚により練られたものばかりである。翌日には保育園で実行しましたという報告が寄せられたが、やるべきことが明確になれば間髪入れずに実行するという姿勢は、日々応答性と迅速性を重視している保育者ならではの素晴らしい行動力と感銘を受けた。

検討会議への参加をきっかけとして自然発生的に繰り広げられる活動は、それぞれの園における虐待防止に向けた活動の担い手として主体性を発揮したことを意味している。この高まりの背景には、検討会議開催直前に法改正の動きがマスコミで大々的に報じられ、問題意識が高まったタイミングであることがある。それに加えて、虐待防止が保育者にとっていかに切実な問題であるかを示していると言えよう。

反響が大きかったことから、ここネットの地方組織において検討会議の第2弾、第3弾を企画する案が浮上した。各回を独立した形にはせず、議論の積み重ね方式にしたいという村上の提案により方向性が決まった。

2. 活動のスケジュール

2019年度の活動のタイムスケジュールを表1にまとめた。第1回の講演者は、虐待問題に精通している倉石哲也氏(武庫川女子大学教授)と三柘優子氏(神奈川県中央児童相談所)であった。講演を聞くことで参加者は専門家から最新の情報と正しい知識を得ることができる。それに基づいて、保育者を中心とする参加者が体罰禁止を親にどう伝えるかなどをテーマにグループ討議を行い、体罰禁止の法改正の親への周知方法に関するいろいろなアイデアを出し合うことができた。第2回目の埼玉県熊谷市での開

催は、なでしこ保育園の大谷先生に主管していただいた。第3回は熊本市の子ども文化会館で熊本子育てネットの小岱先生が主管した。4回目は東京に戻り日本女子大学で開催し（第2回

東京開催）、講演を弁護士の磯谷文明氏にお願いした。磯谷氏は虐待事件があるとNHKなどのニュースでコメントする第1人者である。

表1 「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」関連の企画

日程	会場	開催名	講師・演者	主要テーマ
2019年 6月23日	東京・日本女子大学	第1回東京開催	倉石哲也 三樹優子	体罰禁止を親にどう伝えるか
8月30日	熊谷市・なでしこ保育園	熊谷開催	山岸恵理子 高田綾	オヤツと思うこと、その場合にどうするか
9月6日	熊本市・こども文化会館	熊本開催	倉石哲也	村上の構図の検討
9月17日	東村山市・八国山保育園	(園内勉強会)	吉澤一弥 西智子	不可視化の心理
9月29日	東京・日本女子大学	第2回東京開催	磯谷文明	親を孤立させないためにそれぞれの立場でできること
10月28日	大阪市・関西大学	(活動理論学研究会)	吉澤一弥	活動システムへの介入研究
11月11日	熊本総合支援センター	(イベント企画)	吉澤一弥 西智子	叩きたくなったらどうする 笑顔の子育て
11月29日	甲府市・記念日ホテル	(第10回ここネット全国大会)	吉澤一弥	「支援のヒント集」の解説と中間報告
2020年 1月25日	東京・日本女子大学	第3回東京開催	山縣文治 後藤英一	子ども虐待の状況と支援のあり方 世田谷区の包括的な取組

3. 活動促進のための方法論

体罰禁止の法改正を受けて保育者が親にどうかかわるか、どう説明するかなど子育て支援の方向性を明確にして、ハウツー的な指針作りや使える語彙集策定が村上から提案された（トップダウン的方向）。一方で、検討会議の参加者の主体的な動きによる活動の活性化（ボトムアップ的方向）も顕著であった。この2つの対立的な方向をどう統合して活動展開に生かすかという課題が生じた。その解決案として「支援のヒント集」を作成した。そのなかで具体的な課題を示して、ヒントと解説により読者が考えて行くという作りである。

筆者が2019年3月に参加した活動理論学会でヒントを得て、活動促進のためには参加者をはじめとした現場の支援者を虐待防止の活動の担い手として位置づけ、主体性と意図を重視することが重要であるという考えに至った。そうした中で、主体的に活動目標を設定した異分野・多職種・一般市民による新たなコミュニティが作られ拡大することを目指した。そのために、筆者は検討会議の総括などで、当面の課題を明示し、新たな水準における解決のための発想転換の必要性を訴えかける介入を行った。

その目的のためには活動を促進させるツールが必要であり、以下のように展開した。

(1) ライブ記録の作成

講演内容や討論の結論をライブ記録として小冊子にまとめ1か月後に関係者に配布した。参加者にとっても振り返ることができるのと、参加できなかった方々が読むことでほぼ同等の情報を得ることができる。また、第2回目の開催、第3回目の開催と積上げ方式で行うことにしたため、参加予定者に事前に読んでおいていただくことが可能になった。

(2) クールダウンのためのポスター制作

子どもを叩いたり暴言を発してしまい、後になって後悔する親は多い。もしそのときに上手にクールダウンできていたら、体罰の一部を防ぐことができるのではないかという発想から生まれた。いくつかの保育園でポスター制作が実行された。「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」に参加した学生がポスターを作成して保育園や子育てひろばに展示した(写真1)。



写真1 児童学科の学生の製作ポスター

(3) SNSによる開催のチラシや活動の発信

ユーカリ福祉会による開催案内の Facebook を用いた発信、市川保育園の twitter での発信などに助けられて参加者を増やすことができた。第3回東京開催前には虐待支援研究班の公式ホームページが三代果乃子さんの技術協力により完成し、これまでの開催のライブ記録のPDF版、「支援のヒント集」のPDF版を公開した。

・虐待支援研究班 公式ホームページ URL

<https://jutenkashienhp.wixsite.com/mysite>

(4) 保育園での虐待勉強会開催

実際に「ライブ記録」を職員全員に配布し勉強会を実施した保育園が1園あり、「ライブ記録」または「支援のヒント集」をテキストに勉強会を行う予定の保育園もある。

また「支援のヒント集」をテキストに解説会や勉強会を望む声もいただいたので、当面の活動の重要な選択肢と言える。

検討会議参加者は園長など幹部クラスが主であったが、保育園での虐待勉強会により、中堅や若手まで問題意識が伝えられることが可能になると思われる。運動の広がりや深化という意味では、こうした現場の中への浸透が重要である。

(5) 親を加害者にしない「支援のヒント集」

当初から2019年11月末に甲府市で開かれるここネット全国大会で活動の成果物を配布したいという計画があった。

連続開催が続いて時間が無い中、これまでの検討会議での議論や、総括でまとめたものをベースにして、支援者が直面しやすい内容について、わかりやすく解説する冊子を作成することができた。なんとか甲府市で参加者全員に配布した。

親を加害者にしない支援の「ヒント集」では、
◊課題、♥ストップ事項、◇ヒント、✦解説から成
っていて、読者に考えてもらうことを意図して
いる。扱った課題を表2に示す。

表2 (支援のヒント集の課題)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 体罰容認文化の変革のために② 体罰以外の方法を生み出す発想転換について③ 園児や親に見る虐待兆候の可視化④ 親に対して支援者が抱きやすい処罰感情⑤ 支援者にとっての通告の意味⑥ 体罰は環境やトリガー次第で起こり得る⑦ 親の自己決定権の尊重⑧ 親子に笑顔を与えるために⑨ いい塩梅というスタンス⑩ 保育者のアドバンテージ |
|--|

(6) 保育園での聴き取り活動

検討会議と並行して、保育園に出向いて生の
声を聴き取る活動を行った。体罰としつけに関
する意識や保育園において虐待またはそこに至
る手前の親子に保育園でどのように対応してい
るのか、また子ども家庭支援センターや児童相
談所などの外部機関とどう連携しているのか、
課題は何なのかについて質問した。大都市圏は
東京地区、地方は熊本地区合わせて12の保育園
を対象とした(詳細は第2部参照のこと)。

4. 活動から見えてきた課題

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」
の各地での開催により見えてきた課題を以下に
示す。

(1) 根強い体罰容認文化とその変革に向けて

2017年に目黒区の虐待死事件が起きた後、し
つけにおいて体罰を認めるかどうかの意識調査
のアンケート調査を朝日新聞社やセーブザチル
ドレンが実施して結果を公表している。いずれ
も半数近くが体罰を容認する結果であった。磯
谷弁護士は第2回東京開催の中で、今回はさす
がに法改正に反対意見が鳴りを潜めたが、それ
までは改正議論の度に容認派の力が大きかった
と述べている。

ここで引き合いに出されるのが、1979年に世
界で初めて体罰禁止の法改正を行ったスウェー
デンの状況であろう。スウェーデンでは、法律
ができるまでに50年間にわたって、体罰禁止の
議論をはじめさまざまな社会活動が行われてい
た。その中で市民は体罰がこどもの教育や自立
にまったく意味を持たないことを学んだ。つま
りこの取り組みが法改正という形で着地したと
言われている。日本では、4月の法改正までにそ
うした議論や国を挙げての準備が整っていると
は到底言えないため、ここからがスタートとな
るという認識が必要である。

参考文献: JOAN E. DURRANT Legal reform and
attitudes toward physical punishment in
Sweden In: The International Journal of
Children's Rights, Volume 11: Issue 2, 2003

(2) 子育ての孤立の問題と共同養育文化実現 に向けて

核家族化が進み、近所付き合いなども無くな
った現代では、子育ては母親や父親が頑張っ
てするものという風潮が主流となっている。豊
田市の三つ子投げ落とし事件では母親に実刑判
決が下され、多胎児の育児の困難に対する理解
や支援の無いことが浮き彫りになった。

日本の子育ての歴史を辿ると、江戸時代、明
治時代、また昭和においてもその時代と地域
の特性に応じた共同養育文化が存在していた。
こうした良き文化や伝統を現代的な形で日本に
取り戻し(再領有)、活性化させられるかが鍵と
なる。「ストップ虐待・親支援のあり方検討会
議」で参加者によって行われるグループ討議の
テーマとして、第2回東京開催では「立場や世
代を超えて、共同養育文化の形成に向けてそれ
ぞれの立場でできること」を掲げた。

なお活動のモデルとして、活動理論学の第1
人者である山住による阪神淡路大震災後の「新
長田地区の子どもと地域住民が協働する防災学

習—コモンズの再領有と活性化」がある。そこでは、建築・街づくりの専門家集団、行政、地域社会、地元公立学校などを構成メンバーとする異分野・多職種そして市民によるハイブリッドな連合体の構築が目指されている。

5. 多分野での協働活動の意義

不適切な養育やしつけの問題を保育者だけで考えるのではなく、児童精神医学、心理学、児童福祉、法学、行政など異分野の専門家が参集して議論することの意義を強調したい。

それにより、新たな課題発見、相互理解に基づく新しい視点の共有が可能となる。

検討会議のグループ討議で、虐待防止という重い課題であるからこそ、真面目や深刻一辺倒ではなく、肩の力を抜いたりユーモアも必要になるのではないかという提案が出て、「ま、いか」というポスター内容や、「ストップ虐待あいうえお」などの試案がその場で共有された。

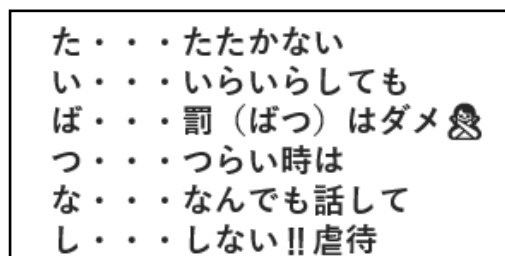


図1 ストップ虐待あいうえお
(市川保育園 斎藤武園長作成)

また保育園での聴き取り活動において、グループセッションを持ったところ、現在進行形の不適切な養育の親子の事例のカンファレンスが行われた。異分野の専門家による討論から保育園ですぐに実行可能な新しいアイデアが生まれた（聴き取り活動の詳細は第2部参照）。

また活動母体が日本女子大学であるため、学生を巻きこんで活動を展開することも大きな特徴になっている。学生は教室の中での座学と外へ出て職業人や一般市民と交流することで、閉

じられた大学と社会の境界を横断し、異なった視点を得ることができる。学生は拡張的学習のつなぎ役あるいは担い手（メディエーター）として存在意義を有している。

具体的には、世田谷区の子育て広場における、学生製作のクールダウンをテーマにしたポスターの展示や広場の利用者親子との触れあいの実施し、またこうとう子育てメッセ関連で虐待防止に関して意識の高い子育て中の親と学生の交流の提案などがある。

6. 子育てとしつけのあり方—ペアレント・プログラムとポジティブ・ディシプリン—

体罰なきしつけという子育て文化の変革に寄与する可能性のある子育て支援の方法論について検討する必要がある。活動を通じて知り得た、子育てやしつけそのものの支援の方法論を紹介する。

ペアレント・プログラムについて、熊谷開催の山岸恵理子氏は講演で発達障害児に限らずすべてのお子さんにとってやさしい接し方であることを経験事例から指摘した。効果としては、①子どもへの対応を難しく思わなくなった、②育てにくさを感じなくなった、③子どもをほめることが増えた、④子どもを叱ることが減った、⑤保護者の抑うつ状態が改善された点を挙げている。

ポジティブ・ディシプリンは、こうとう子育てメッセという江東区で開催されたシンポジウムの主催者から紹介していただいた。書籍は人権擁護団体セーブザチルドレンから出版されている。著者のJoan E Durrantによると、「しつけとは教えることであり、子どもを学習者として尊重し社会で上手に生きていけるように手助けをすることである」と定義されている。子どもが20歳になったときの姿を「長期目標」として定め、目の前の「短期目標」と対立や親子の衝突場面を教えるのチャンスとしてとらえている点がユニークで革新的と言える。日本の子育て文化にも寄与しうる可能性をもつ。

参考：・ペアレント・プログラム事業化マニュアル等について（厚生労働省）

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23286.html

・日本多機関連携臨床学会第12回学術集会大会論文集 理事長講演『他分野を読み解く・児童発達心理学者ジョアン・デュラントのポジティブ・ディシプリンは日本の子育て文化に寄与しうるか？』

7. 課題解決のための活動デザインと方法論

虐待防止の関する対象テーマは多様で複雑である。今後有効な活動を展開するにあたっていくつかの考慮すべき事柄を以下に述べる。

(1) 子育てのパラダイムシフトに基づく葛藤のピークについて

葛藤のピークになるのが体罰禁止の法改正が発効する2020年4月～6月くらいと当初予想したが、新型コロナウイルスの感染問題が出現したことで、その感染拡大の規模や期間という変数が加わった。感染症の終息後に議論がどのように再燃するのかを注視しているが、葛藤のピークが大幅にずれ込むことも予想される。

(2) 今後、虐待防止の活動をしているさまざま

な団体との関係をどのようにするのか、またどう連携したら良いかという課題がある。学会活動としては日本保育学会に加えて、子ども虐待防止学会などへの参画を検討したい。

(3) 活動理論学的に見ると、複雑な対象をいくつかに絞り込む作業、構造化されたグループセッションでの言説分析と活動が主体であるチェンジラボラトリー、さまざまな活動システムとの境界横断的活動の複合が考えられる。

チェンジラボラトリーにおいては、葛藤がピークを見据えた開始時期、具体的な対象設定、メンバー構成と頻度、地域や保育園の選定、解析方法などを吟味検討する必要がある。

根強い体罰容認文化の変革のために、支援者や子育てをする親の意識改革が必要と思われ、ペアレント・プログラムやポジティブ・ディシプリンの原理の再評価や新たな活用法を探りたい。また保育園での多職種によるグループセッションの有効性と可能性を追求したい。

親を孤立させない支援と共同養育文化の再領有については、保育園で一時保育とひろばを有機的に展開するモデル例の検証の上、多くの保育園で展開できるか模索したい。

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」のまとめ

ここネット事務局長、山東こども園園長 村上千幸

第1回から第4回（第1回東京、熊谷、熊本、第2回東京）まで参加しまして、その総括をさせていただきたいと思います。第1回目では私たちの保護者を見る視点が、あれが出来ないこれが出来ない、こんな虐待してるのではなからうかという処罰感情を含んでいるのではないかという反省のもと、視点そのものを変えて、親も頑張っているんだという視点を共有することが大事であると思いました。子どもを見張る、被害者にしないという視点は絶対大事でマスト

のことですが、でも同時に「保護者を加害者にしない」という視点が必要だと思えます。それには親子のシグナルに寄り添うことが必要です。親も子どももシグナルを出していますが、とくに親が解決できなくてシグナルを出しているのに、社会が気づいていない、寄り添ってないということが問題です。また保育者の親子との関わり合いは、関わりあうことで支援をするのではなくて、関わり合いの中で解決されていくことが求められます。親が処罰されるのではなく

て、社会が問題を抱えているのだと、支援者である私たち自身の問題として捉えて考えていくということが第1回目の検討会議の結論だったと思います。

第2回の埼玉では、「虐待する親」に変身させない支援というテーマが出ました。子どもを虐待の被害者にしないというのは、比喩的にいうと狼男から子どもを守ったり、虐待シーンから遠ざけるとかそういった作業になりますが、親も普通の親なのです。普通の親御さんがいて普通に暮らしている。ところがある何かのきっかけによって、狼男に変身してしまう瞬間がある。それならばそのトリガーをなくすとか、きっかけをなくすという視点がいるのではないかというテーマでした。虐待をする親がいるのではなくて、虐待をする人はどこにでもいる普通の親なのだという考え方です。子どもの変化そのものが支援のはじまりであるということです。保育者が子どもの変化に敏感に気づいて、おや？と思ったら、そこから支援が始まっているのです。虐待ではないか、それを止めようという視点ではなくて気付くことから始まっているという感覚が、第2回目の検討会の気づきでした。

第3回の熊本では、見張りではなく寄り添うことが必要であるということが出てきました。SOSのサインがあったから支援するのではなくて、いつでもそこにいるという状況、つまり何気ない日常、それが保育の専門的価値と言えらると思います。これは虐待に限らず災害などさまざまなことに保育の専門性として活用できます。保育の日常たとえば子どもの送迎や相談とか、日常的な事で。先生は保護者と話すのは大変と思うかもしれませんが、そのときこそ実は一番支援ができるゴールデンタイムです。寄り添う支援、その時間を大切にしたいと思います。同時に踏み込む力という観点も出てきましたが、私は専門的雑談力と表現しています。要するにたくさん雑談できる、日常的に話すことによって、いつもあなたのそばにいるというメッセー

ジを出していくことが虐待防止に寄与するというのが第3回目の熊本で確認した事柄だと思います。

これらをまとめると、私たちは虐待で、予防兼対応ということでやっていますが、虐待が起きてしまってからではもう遅いのですね。虐待の予防策はほとんどありません。母子保健にしましよとか家庭包括支援センターを作らしましよとか、さまざまな方法はありますけども、発見と通告がメインになっていますね。でも実は発生そのものの予防が一番大事なところであり、私たちはそれに関わっているということです。これは難しいのですが、放置とかネグレクトに関しては、親の教育権が関係します。教育する権利であると同時に義務であり、それを怠ったときに義務違反になります。一方で幸福追求権というのがあります。子どもを持って育てることは幸福な事です。子どもと豊かな生活で暮らしていく中では子育ての義務があります。それを子どもの最善の利益を侵す場合に虐待になっていくということです。でもその途中はマルトリートメント（不適切な養育）です。ここでは、虐待とその手前のマルトリートメントの概念を区別するとわかりやすくなります。子どもが何か変わった、例えば朝から登園時に泣いているとか、忘れ物があるとか、さまざまな変化の兆しのすべてが虐待に繋がるわけではないですが、変化の兆しに敏感にキャッチすることは保育の原点だと思います。この考え方が一番いいのかなと今考えています。

旧保育指針には保護者の養育力を向上するということが書いてありました。見方を変えと親は未熟なものであり、不安感・負担感を持っているものであるという見方です。私たちが親は未熟であるとみて、そして向上させようとするときに、それは相互理解になっていませんし、相互信頼感がないですよね。保育指針が変わりましたので私たちの保育も変わります。これは実はとても虐待問題と関係している感じがして

います。私たちは子どもの最善の利益を重視して、でも親の自己決定権も大事に、両方バランスをとる。そのためには先ほどの、親が未熟であるという見方をしながら、相互理解相互信頼感をもっていきましょうということでは両立が困難です。私たちはきちんと親を自立した社会人と認めて、それに対する足りない所を応援していくという支援感を持つことで、子育ての喜びという感覚が持てるようになると思います。

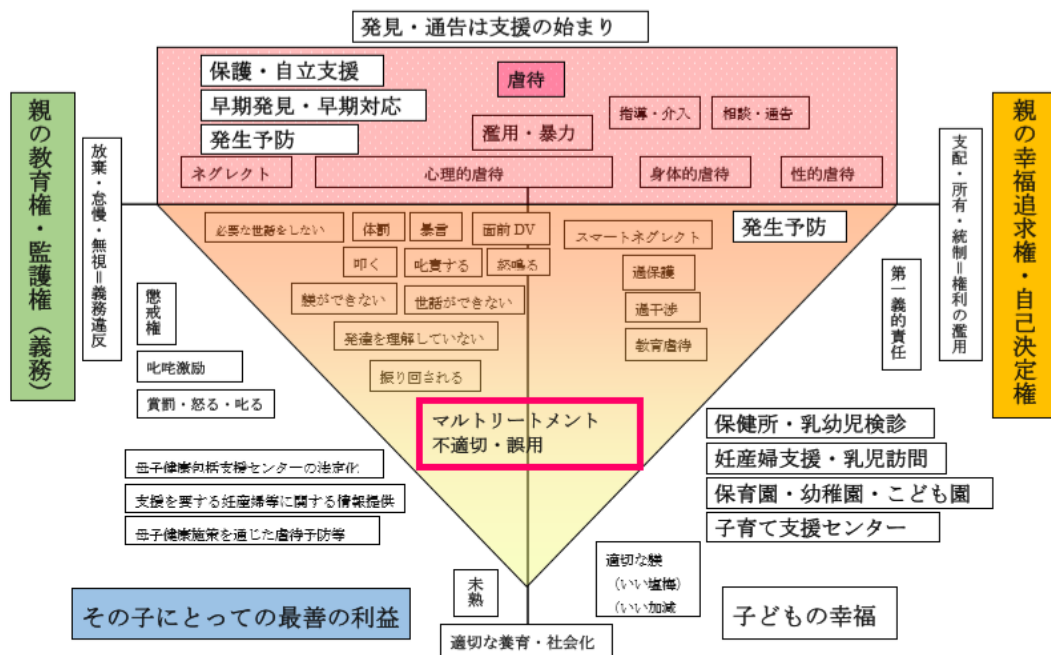
支援センターの団体では、包括的アプローチという言葉を使っています。親も子も両方が少しでもいい方に、最善ではないかもしれませんが、でも少しでもいいように改善していくことが保育の専門的価値といえるし、さまざまな資源を使っていくことにも繋がります。子育て支援では「子どもを被害者にしないこと」と、「親を加害者にしないこと」をみんなの合言葉にしていきましょう。専門職として見張りの視点と見守りの視点の両立をしていくことも大事です。

そのためにはいくつかの方法がありますが、加害者にしないという表現は後ろ向きですよね。ネガティブですので、それを平たく言い換えて、「笑顔にする支援」というのがいいのかなと思

います。いつもの通り笑顔で寄り添う。千葉の川副先生がシーメソッドというのを紹介されています。シーというのは海ですよ。例えば、子どもが抱っここの天才であるというときに、大人が子どもを抱っこするのではなく、実は子どもが親を抱っこしているんだという視点になると、受け取り方が変わりますよね。ですからハグメッセージは子どもから発せられるメッセージとして親が受け取ることも必要なのかなと話しています。またプロトク。プロの雑談力が必要ですよ。しっかりと関わるには保育士の話はプロとしての技術がいります。そういったものを開発する必要があると考えています。

最後に「今から始まる50年戦争」ということです。スウェーデンでは体罰禁止の法改正後20年でしつけと称する体罰が少なくなったといわれますが、まだ10%くらいは残っているそうです。40年経っても。ですから、日本においても今後50年くらいかかって「体罰をなくしていく」ということでしょうか。すぐは出来ないから長い時間をかけて、今年から長く頑張っていこうことを、私たちの共通の合言葉というか宣言にできればと思います。

虐待と不適切な養育の構図 2



児童虐待防止法では、児童への虐待が禁止され児童福祉に関わるものの発見・通告・予防が義務化されている。更に、平成30年保育所保育指針（以下新指針という）においては、第3章健康及び安全で子どもの健康支援の視点から、第4章では保護者への子育て支援の視点から規定されている。

新指針では不適切な養育の兆候が見られる場合と不適切な養育や虐待が疑われる場合とに区別されている。虐待も不適切な養育（マルトリートメント）の一つであると定義することもできるが、『実は危ない！ その育児が子どもの脳を変形させる』友田明美著（PHP研究所）、「不適切な養育」を虐待と区別するほうが「親を加害者にしない支援」を考える場合に有効である。さらに、虐待が疑われる場合についてはその発見・通告・予防については広く周知されているので、本稿では「不適切な養育」について論考する。

1. 「虐待」と「不適切な養育」

虐待の定義は身体的虐待他4類型とされ、子の福祉にとって重大な危機として幾つかの例示はされているが明確な基準は示されていない。

「不適切な養育」という場合にも明確な基準は存在しない。虐待と「不適切な養育」は連続的であることが多く、その間に明確な境界はない。ただ、「親を加害者にしない支援」では「虐待の入り口」としての「不適切な養育」が疑われる場合から関わり支援することが重要である。

保育指針には子どもの最善の利益を考慮しながら環境の原則（生活と遊び）のもと、子ども自身の主体性を重視して「今をよく生き、来を作る力を培うこと」と規定されている。一方、「不適切な養育」については親の権利義務と子どもの最善の利益との包括的な判断が必要ではあるために一律に論じることはできないが、親

の権利の不適切な執行であり、義務の怠慢であり、押し付けなどを意味している。それらは子どもの主体的な育ちを阻害するものであり、子どもの最善の利益に反して行われるものと考えることができる。

2. 親の自己決定権と子の最善の利益について

児童虐待防止法では、親を「児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するもの」と規定している。親が子どもを産み育てることは個人の幸福を追求する権利であり、その内容・方法等については親の自己決定権が最大限に尊重されるものである。一方、子どもの権利については「親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」と規定されているのみである。

しかし、子ども自身にも健康で文化的に育ち、さらに自己の最善の利益を追求する権利を有し、親も社会はそれを守る義務を持っているものと考えられる。親と子の相互の営みである子育ての現場において、親の自己決定権と子の最善の利益が共存することが望ましいが、相反することも珍しくない。両者が衝突する場合において、新指針では児童福祉施設の役割として「子の最善の利益」が最優先することを求めている。親は子のためと思い養育をするが、子にとってその健全な成長発達を阻害していると客観的に疑われる場合は、「不適切な養育」と考えて適切な支援をしていくことが必要である。

3. まとめ

「親を加害者なしにしない支援」では、親との相互理解、相互信頼を基に子の福祉にとって少しでも改善できるように、専門的なアセスメント力と包括的なアプローチの実践が求められている。

「保育関係者に期待されること」

西智子 （日本女子大学家政学部児童学科特任教授）

保育園における虐待対応としては、何よりも発生予防の役割を期待したいと思います。親子が虐待関係に落ちないためにマルトリートメントの状況を的確にキャッチして、子育てパートナーとしての立場で支援していくことが求められています。入所要件の関係上、再統合を受け入れながら、重度化・深刻化の予防、再発の予防にも対応しなければならないでしょう。地域の子育て力（共同養育）が低下している現在、保育者は社会的親であり、親子にとって人生の最初に出会う先生です。子どもと親の育ちを信じ、あるがままを受け止めていくという手法で虐待予防に直接寄与する意味は大きいと感じています。保育者の支援は親として社会に自立していくためのプロセスの支援であり、完璧な親像を求めるものでは決してないと考えています。

保育者の虐待対応を、①子どもの支援 ②親の支援 ③ 親子関係の支援 ④ 子育て環境への支援・地域連携、という通常の子育て支援同様、4つの視点から考えたいと思います。

1. 子どもの支援：子どもが安心して育つための良質の保育の提供

保育の専門家としての直接的支援は子どもに質の高い保育を展開するという、保育者が従来やってきたことのさらなる充実だと思います。様々な環境にさらされている子どもにとって、「最善の利益」を考慮した生活と遊びの提供が何よりの支援だと考えるからです。「体罰なきしつけ」の実践家として、高い保育力が求められます。虐待めいた関係にある子どもは、年齢相応の対応を受けていないことが多く、困ったとき、叱られた後等どのようにすればよかったのかを学習する機会がなかったと考えられます。

保育者との関係の中で安心できる大人の存在を知り、様々な感情を素直に表現する場を保証してもらうことによって、基本的信頼関係をはぐくむ必要があります。何に本当は困っているのか、年齢なりのサインを子どもは確かに発しています。保育者にはサインに気づく豊かな感性を求められます。更に、日々の記録はとても重要です。簡結でポイントを押さえた記録の様式を工夫し、忙しい中でも共有できる資料として残す工夫が求められます。

2. 親支援：基本は傾聴と自己決定の尊重

★ほかの人の力を借りながら、自らのやり方で子育てしていくことにOKサインを送る

親支援の基本は子育てパートナーとして、傾聴し受け止めることを丁寧に行うことは言うまでもない。ありません。親はもうすでに十分頑張っている、親の味方であるという立ち位置で、親が自分なりの子育ての方法を見つけられるように関ることが望ましいでしょう。親が「何を願う」、「何を必要」としているか理解することは難しい作業です。保育者は保育の専門家であるがゆえに、自分の保育観を語り、無意識のうちに理想的な親像を押し付けていることがあります。親が自らの強み気づき、自分で実践してみようという自己決定を支え、時に一緒に試行錯誤していきます。親は様々な顔を持っていますので、苦情も親の子育てSOSと捉え、しっかりと話を聞いていくことが大切と考えています。★組織としての虐待対応は情報共有と施設長の判断がカギ

頑張っている保育者ほど親子に向き合いすぎてしまうことがあります。「この子さえ休んでくれれば、…」といった負担感（存在の否定）、「自分が何とかしなければ…」と担当者が抱え込み、

疲弊すると、事態が改善されにくくなります。正確な情報共有が必要です。その上で、園長・副園長・担任等々、それぞれの立場でどのように対応するのか、明確に具体的に役割分担を行うことが大切です。親には逃げ道も必要です。実践はそれぞれの部署の保育を信頼し、その時々判断を尊重しあうことで、機能していくという側面をもちます。これは、各人の保育スキルが高くなければ難しいことです。保育の質とコミュニケーションが支援の質を左右するので、分担と実践には施設長の手腕が問われます。

★集団の力を使っての親支援

保育園の特性の一つに、子ども集団だけではなく、大人の集団が存在することのすばらしさがあげられます。親同士が互いに耳を傾け、語り合い、時にアドバイスできるようピア・サポートの場を提供することができます。保育者はファシリテーターとして、親の持っている力を相互に出し合い、孤立する親がないよう環境を整えていきます。保護者会、グループ懇談会等の機会は、共同養育の考え方を実現させる場となると考えています。

3. 親子の関係を支援する：保育者は“黒子”の役割

★親子双方の代弁者として関係をつなぐ

保育者は親子それぞれの思いや感情を理解できるように説明をする等、親から「見えない育ち」を、「見える育ち」にして伝え、愛着関係をサポートする支援をしていきます。健やかに育っていくわが子の姿は子育て中の親にとっては一番の励ましであり、親としての自信を回復することにつながります。

★子どもを一人の“尊重すべき人間”としてはぐくむ姿勢を伝える

子どもは自ら育とうとしている力を持っていること、親を喜ばせるために存在するわけではなく親とは違う、尊重すべき一人の人間であることを知らせていく人生最初の先生が保育者で

す。親に主体としての子どもの存在を伝えることは、人権を尊重した社会を作るうえでも重要な要素です。

★子どもの最善の利益の尊重と懲罰感情の自覚の重要性

保育者の考える「最善」と親の考える「最善」が必ずしも一致するとは限りません。保育者が理想の親像を求めがちであると、親の行動が子どもの最善の利益に反すると感じるが多くなり、親なのに…という懲罰感情は起きやすくなります。その感情そのものが悪いのではなく、懲罰感情を持って今向き合っているということを保育者自身が自覚（自己覚知）し、その感情が親と子どもにマイナスに作用していないか、顧みることがプロとして大切です。

4. 子育てしやすい地域づくりのために行動する専門家集団の保育園

★保育者は小さな子どもの権利侵害を子どもに代わって代弁できる唯一の専門家

子どもの状況を園内で理解して判断した結果であれば、躊躇せず通告・相談し、他機関との連携を図るのが望ましいと考えています。親との関係等から“ためらう”という声も聞きますが、それは関係機関間の連携の在り方の問題であり、通告そのものとは別物です。統計上、保育施設からの通告割合は低くなっています。しかし、小学校以降に突然虐待が始まることは少ないと考えられるので初期の段階での早期発見、通告・相談できていれば親も子どもも早くに救われると思いますので、保育現場の段階での連携の責任は大きいと思います。

★連携はとり方が問題～保育の専門性の限界を知り、早めに連携を取る～

連携はとり方が重要で、保育園としては何ができるか、他の専門機関にはどのようなことを望むのかを明確にして連携をし、連携の中で具体的に機関間の役割分担を図ります。連携の結果、主たるサポートは他機関から受けられるよ

うになった場合でも、いつでも迎え入れる姿勢を持ち、子育てパートナーであることを伝えておくことも大切でしょう。個別ケア会議には、園長だけでなく担任等が参加することで、より具体的に進展させることができるでしょう。

★「虐待をしている？」のではないかとみられる「恐怖感」に寄り添う

周囲から「ダメな親」、「虐待のように見えているのでは…」という育児評価に対する親の不安への対応も必要です。配慮の必要な親にも特別扱いはせず、「みんなと同じに見えているという安心感」を持ってもらいながら、配慮を怠らないという高いスキルが求められます。「良い親像」に縛られる親に対して、「それでいいよ、大丈夫だよ」というメッセージを送る役割を担うのが保育者です。虐待の世代間連鎖を自身のことと受け止め、子育てに向かうことができない親に対しても同様な発信が必要です。

★子育てバリアフリーと子育ての男女格差是正をアピールする

子育てバリアフリー（子育ての物理的・心理的・制度・情報）の社会づくりに具体的に声を上げていくことが必要となります。男女共同参画社会の未成熟な日本では、子育ては女性の問題、女性の労働問題として語られがちです。体罰の対応においてスウェーデン等北欧諸国の状況が先駆的モデルとなりますが、ジェンダーギャップ指数121位(2019年 WEF)の男女格差を念頭に置き、広く子育て環境の是正を考えていくことと捉える必要があります。保育の場においても、父親・母親で親役割を区別して、母親により一層親役割を期待しがちなのは否めません。時に保育者の態度が母親の悩みを加速させることがあります。保育者が率先して意識改革をしていくことも必要でしょう。

★保育園は地域の子育てにかかわる社会資源としての役割を担う

保育園自体が子育てにかかわる専門性を有している社会資源です。地域の子育て支援の拠点

として、保育所の特性を生かして継続的・段階的支援をすることができます。体験保育・保育参加・参観・行事などで保育者のさりげないかわり（行動見本）を通して子育ての負担感を軽減する方法を伝え、子育てに自信回復をもたらすこともできます。

★保育園の「ひろば事業」「一時保育」は気になる親子を支援につなぐ役割を持つ

地域の親子を「子育てひろば」で受け入れ、そこで気になったケースには「一時保育」を勧めて親子分離の時間を持つ。つまり、見守りサポートから母子分離型個別サポートに移行することができ、支援段階は一歩進むこととなります。その間、地域の子育て相談の総合拠点（平成28年度から市区町村に努力義務化）と連携を図り、個別ケア会議等が実施できれば、親を加害者にしない支援としての効果は大きいでしょう。

★次世代育成としての役割 ～青少年との交流により親準備性をはぐくむ～

地域の福祉・保健・学校機関との連携は、配慮を必要とする親子を、先の見通しを持った支援につなげる意味を持ち、個々のケースにおいて重要な意味を持ちます。更に、小・中学生等を家庭科の授業やボランティアで受け入れ、子どもや地域の親子と触れあう機会を作ることや、多世代が交流していくことにより、親準備性をはぐくみ、必要以上の虐待への神経質さを軽減していく上でも役立つと考えられます。

【今後の課題として】

1. 保育現場は人力的・施設的・時間的にゆとりがない等、運営基準そのものの低さがあり、思いはあっても十分に機能しにくい。「一時保育」でも、待機児解消や保育士不足のために本来の役割が果たせていない。
2. 保育士が行う支援に関してはまだ確立されたものはなく、園の創意工夫で実践しているため、熱意をもって取り組むと保育者の負担感が増大し、バーンアウトしかねない状況も生まれやす

い。「保育ソーシャルワーク」もまだ模索中である。

3. 虐待予防・対応に関しては、地域格差や制度の浸透が図られていない面もある。

4. 被虐待児の入園認定への配慮はあっても、その手前の気になる親子に対する制度は整備されていない。短時間の親子分離が効果的なケースも、現状では対応できない。

5. 障害や発達の問題を持った子どもと親や、多国籍の親子が、遊び、相談できる場が少ない等、現状の子育て広場ではサポートしきれていない。

6. 教育・福祉・母子保健行政等々縦割りの領域観は根強く残っており、見通しを持った地域連

携ができていく。以上のような課題があげられます。

保育園で継続的な支援を行っていくためには、保育者同士及び関係機関がお互いの仕事内容を尊重し、判断に信頼を置いていること、細かいことはお互いにゆだねながら、基本的なことのコミュニケーションをとっていること、個々人の保育力を発揮できる環境にあること等が必要条件になると考えられます。子育て支援を保育士の業務と位置付けている以上、それに相応しい社会的評価・対価も必要であり、制度的・物理的整備も重要な要素と考えられます。

「支援のヒント集」の解説：処罰感情の深層心理とからくり

◆

吉澤一弥

支援者が親に抱く「親なのにこれもできない」「子どもはそうは思っていないよ」などの気持ちは、処罰感情と呼ばれます。子育て支援者と親との信頼関係を損なうリスクがある大事なテーマです。「支援のヒント集」の6ページに書かれています。

子育てをしている親の気持ちや行動についてよく理解できないときに、支援者の処罰感情は強くなります。処罰感情は自然に生じるものなので、それを持つことは普通ですが、自覚する必要があります。自覚することで親との関係性が悪くならないように対処することができます。理解するということは、親が子育てが適切にできていないのは他の方法を知らないことであったり、弱音を吐けない場合があったり、いろいろな苦しさを抱えていることに支援者がしっかり目を向け気づくということです。それだけで親をそれ以上追いつめないことに繋がります。

さて本題の処罰感情ですが、懲罰感情という言い方をすることもあります。処罰感情のから

◆ 保育者の嘆き 「まあ、親なのにこれもできないの」

育児の専門家はいません。多くは初心者同然です。一方で、保育者は知識と技術を兼ね備えた専門職です。また当然ながら、育児と保育は同義ではありません。「こんなことができないの」「みんなやってるわよ」「お子さんのことをまず考えてますよね」「〇〇するのがベスト(家庭状況がさまざまであるのに)」「お子さんはこう思っています(断言)」「園ではできています」「こんなの簡単でしょう」「大学出てるのにわからないの」「最近の親は何を考えているのかしら」などと感じたり思わず言ってしまうことはありませんか。これらの言葉は、処罰感情(懲罰感情)の反映と考えられます。



◆ストップ 保育者が親に向ける処罰感情

くりとどのように影響するかについて深層心理学的に考えてみたいと思います。強い処罰感情を向けられると、人は自分が子どもの頃に親から受けた懲罰体験を無意識に賦活化させます。そもそも懲らしめられると、子どもにとって親は恐怖の対象となり、本来の愛着形成が妨げられます。親を嫌う、反抗する、きょうだいや動物をいじめる、保育園で他の子に乱暴する、見せかけの良い子を演じるなどさまざまな形で子どもは反応します。問題児扱いされることも少

なくありません。もちろん発達的に見ても好ましいことではありません。子どもは日々の生活の事柄に興味を失い、意欲が削がれ不活発になります。発達過程とは自立や社会化に向けての日々の積み重ねですが、それが停滞してしまいます。自立するとは、安心して頼れる愛着する親の導きや教えがあって初めて可能になります。

つまり処罰感情を向けられた親は、このような一種のフラッシュバックが生じ、支援者に対してかつて自分を懲罰した親のイメージを重ねてしまいます。したがって、素直に助言を聴いたり受け入れることが困難になります。似たような例は、嫁姑の対立・葛藤関係にも見ることができます。

このようなイメージの重なりという現象について、精神分析学では治療者と患者の治療関係に関する重要な知見がありますので、その話をします。患者は治療者との間でさまざまな情緒的体験をします。患者が治療者に対して抱く感情の多くは、転移 (transference) といって、患者が幼児期における親子関係で体験した感情の投影であると考えられています。過去の体験が治療者の目の前で再現されるために、今ここで起きている事象として治療者が扱うことが可能になります。治療者の言語的介入のことを転移解釈という言い方をしますが、これによって患者は転移感情を自覚することができ、なぜ不釣り合いな感情を治療者に向けているのかを洞察します。

一方で、治療者が患者に対して向ける逆転移 (counter-transference) が生じることもよくあります。この一つが処罰感情であり治療にマイナスに働くのです。こうした事態を回避するために、精神分析家は、教育分析やケーススーパービジョンを通して、自分自身の逆転移感情を自覚し、その制御の仕方を身につけます。専門家も人間なので処罰感情などの逆転移感情を抱くことはやむを得ませんが、それを上手にコントロールし対処できることが専門家たらしめ

る所以です。

以上がイメージを重ねることのからくりの説明ですが、支援者が親に処罰感情を向けるとどういった心理的プロセスが生じるかについて説明します。支援者が「親なのにこれもできない」と呆れて親に言ったとする、言わないまでも態度や表情に出してしまうと、親は敏感に察知します。

ここで親のレスパイトによる一時保育利用の例を挙げます。語っている支援者はかつて自分の養育経験の中で一時保育を利用したことがありました (匿名性保持のために改変)。

私も親なので、子育て中に疲れたりすることもあって、預けることでリフレッシュできたこともあるし、それも大事だと思うんです。それがやっぱり1、2日間、だんだん一時保育の期間が伸びていくことで、日にちではないと思うのですが、預けられている子どもを見ると切なくなっていて、子どもに愛情を注いではいませんが、そんなに離れてていいのかなって思っちゃう自分がいるんですね。自分も親でありながら、リフレッシュの時間が欲しかったこともありましたが、長く離れることに疑問を感じてしまう。親のリフレッシュしたい気持ちもわかる、でも子どももさみしい思いしているんだよと言いたい。

預けられる子どもが寂しい思いをしていることを伝えることについてどう考えたらよいでしょうか。

これは葛藤的な場面であり処罰感情が含まれていることは疑いないと思います。支援者はかつての自分はずっと上手に短期間の利用ができていたと言います。この場面で、支援者が自分のレスパイト利用の過去を振り返り、我が子がどんな気持ちになっていたかを推しはかっています。そして自分のレスパイト利用が適切であったかどうかを疑問視しますが、目の前の親よりは利用日数が短かったことに気づき自らを慰めているように思われます。また少し正当化しているようでもあります。親に対する処罰感情の高まりとともに、預けられた子どもの代弁者

としてさみしい思いを親に伝えようとしています。つまり、そこでは子どもの気持ちが変わらず親の都合を優先する長期間のレスパイト利用に対して、支援関係の中で非難と処罰の感情が優勢になっています。本来は自分の反省として自分の中に抱えたり認めるべきことかもしれませんが、親に非を感じるという形で責任転嫁していると考えた方がこの場合腑に落ちるように思えます。

処罰感情を巡る以上のからくりは、精神分析学で投影同一視 (projective identification) と呼ばれるもう一つの心理メカニズムと関係します。抱え切れず (認めたくなくて) 外側に切り離して排出する、そしてイメージを映しだした対象とのかかわりの中で遣り繰りするという心のメカニズムについてです。投影同一視のポイントは対象操作的であることです。

それでは、処罰感情を自覚したときにどうしたら良いのでしょうか。レスパイト目的で1週間預けられた可哀そうな子どもに対して、保育者としてどう愛情を注ぐかという保育の原点に立ち返り、子どもととてもいい時間を過ごすことでこんなに可愛らしい笑顔が生れて、保育者としても楽しく有意義な時間であったことを伝えることが一つです。親が子どもに久々に会ったら嬉しかったと思えるようなことが実現できれば良いと思います。

親との関係が良い方向に育まれると同時に、処罰感情という色眼鏡から解放されて、目の前で起きている現実を直視できます。レスパイト利用についてあるベテラン保育者は、次のように語っています (匿名性保持のために改変)。

10 人のうち半分は遊びたくて預ける人もいるかもしれないけど、その中の1人でも2人でも、必ず本当に必要な人はいるわけですから、そこで救えるんです。本当に大変な人はって思ったりもするけど、でもそういう人たちが一時保育の門を叩けるようにしないといけない。それは要件問わず誰でもいいですよってことにしないと、門を叩けないですよ。

ここには処罰感情を超えて、不適切な養育のリスクのある親を救う現実的な方策があります。長年の保育経験と人間としての成熟によると思われませんが、処罰感情という投影的要素は減少しています。それによってレスパイト利用に対して過度に批判的にならずに許容することができています。

「支援のヒント集」の6ページの解説にも書きましたが、誰にでもある処罰感情を自覚し上手に対処することで、良い支援関係が築けると考えます。子育てに対する親の意欲を減退させず、信頼して頼れる良き協力者として支援者が寄り添うことができます。保育者の専門性とその真価を発揮する上で、処罰感情は大事なテーマです。

なお本稿を書いている、レスパイトをはじめとする一時保育などの親子分離をもっと肯定的にとらえることが必要かもしれないと感じました。虐待予防の観点からも、良い親子関係を維持するための親のストレス解消法をテーマにした研究や、親子のニーズに合った多様な一時的分離を可能にする社会資源の多様化と拡充などが今後の大きな課題になりそうであると感じました。

保育園における聴き取りの目的と成果

吉澤一弥

1. 活動の目的

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の全国展開と並行して、東京地区と熊本地区の保育園で聴き取り活動を行った。個人インタビューでは保育者ひとりひとりの生の声を、グループセッションでは園としてかかわった事例や園としての取り組みについて伺った。

聴き取り活動の目的は、不適切な養育と考え

られる保育園の事例について、「親を加害者にならない」ためにできる親支援のあらゆる方策を現場の声から探索的に収集し、活動の中にスピーディにフィードバックして生かすことである。

本稿では聴き取りの担当者に対して、保育園におけるインタビュー経験から得たこと、学んだこと、刺激を受けたことについて寄稿していただいた。日程等は表3に示す。

表3 聴き取りにご協力いただいた保育園と日程と担当者

園名	日程	個人インタビュー 担当者	グループセッション 担当者
風の谷こども園	2019年7月31日	西、松原	
八国山保育園	9月17日	吉澤、西	
高田東部保育園	11月8日	吉澤、西	吉澤、西
文政保育園	11月8日	松原、丸谷	
敬愛保育園	11月9日	吉澤、西	吉澤、西
大野保育園	11月9日	松原、丸谷	
熊本市総合子育て支援センター	11月11日		吉澤、西
赤堤保育園	12月23日	吉澤、西、武田	吉澤、西、武田
南八幡山保育園	2020年1月17日	吉澤、松原	吉澤、松原
なおみ保育園分園リンゴの木	1月22日	吉澤、武田	吉澤、武田
西弦巻保育園	1月30日	吉澤、西	吉澤、西
成城つくしんぼ保育園	1月31日		吉澤、西

2. 虐待防止対策は日常的な保育の中で機能

虐待や不適切な養育の親子に関する意識は地域差があるものの、全体としてどこの保育園もその地域の中核機関として、親子の傍にあって寄り添いながら保育と家族支援に全力で取り組んでいた。親子の良き理解者として、また地域の専門機関から頼られる存在として、保育園の

役割の大きさがわかった。課題の一つである外部機関による保育園への丸投げに関して、保育園が親子と最も良く接していて情報を持っていることがあてにされる一因と考えられた。地域性に関しては、世田谷区では子ども家庭支援センターが連携の窓口になっていた。

虐待防止の取り組みは、固有の対策というよ

りは全体的な日々の保育の中に自然な形で位置づけられていた。今回聴き取りを行った園では、保育園の理念と地域の特色を生かした実効的システムが良く整備されていた。

3. 異分野・多職種協働が生み出す新しい視点

グループセッションでは、どこも園長、副園長、主任クラスのベテラン、担任などがメンバーとなり、さながら専門家会議の様相を呈したり、「検討会議のLIVE記録」や「支援のヒント集」を十分に読みこんでの議論が展開された。

保育園の危機管理チームとでも言えるような

メンバーと我々精神科医、心理、保育学、幼児教育など多分野構成メンバーによる現在進行形の事案についての検討は、異なる視点や新しい解釈の仕方などが提示され、ときに熱く緊迫した。明日に繋がる有益なセッションとなった。

保育園の先生方には忙しい保育の合間に貴重な時間を作っていただいた。お陰様で我々が現場感覚とずれや温度差が生じない形で「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の活動を展開することができた。ご協力をいただいた保育園の皆様方に心より感謝を申し上げたい。



聴き取り担当者による寄稿

保育園での聴き取りでたくさんの刺激や学びをいただきました。

この宝物を今後の活動に役立てたいと思います。

「体罰なきしつけ」とはどのようなものだと思いますか？」

日本女子大学 松原乃理子

タイトルの一文は、都市郊外の住宅地に包まれた保育園から、のどかで自然豊かな地方の保育園まで、さまざまな環境の園で投げかけた質問です。具体的な経験も質問しつつ、このように抽象的な問いも飛び出すインタビューでしたので、朝から保育で頭も身体もフル稼働の先生方へは、どのように問いかけたら話しやすいだろうか、どのような順序で問いかけたら考えていただきやすいのだろうか、と毎回緊張しながらインタビューを進めました。

保育中というのはどうしても「保育者モード」になるかたが多いのではないかと思います。少なくとも私はこのモードになります。目の前の子どもと関わる中で、この子・この集団・このクラスにとって今何が大切か、何を楽しんでい

るのか、何を体験してほしいと願うのか、という視点から子どもの姿を見取り、即座に身体や表情、言葉を通して直接的あるいは間接的に援助をしていく。そのような思考状態が私の「保育者モード」のイメージです。このモードで1日過ごしている中、もし私がインタビューされる側だったら「保育者モード」から「虐待について思いと記憶を巡らせ答えるモード」に切り替えることは容易いことではなかったでしょう。加えて、明日の保育や行事の準備時間が削られることへのガッカリ感もゼロではなかったことと思います。しかし実際のインタビューでは、こちらの投げかけを受け止め誠実に答えようとなさる先生ばかりでしたので、先生方のあたたかい姿勢に大いに甘え、質問も大いにぶつけさせていただきました。そればかりか、音声記録には残せないその場限りの「ぶっちゃけ」トークをいただいたり、ご自身の園や園の保育に対する愛情や誇りをうかがうことができたりと、

メインテーマ以外の話題も豊富にうかがい非常に楽しい時間を共有させていただきました。

「体罰なきしつけ」とは？。難しく、深く繊細な質問を置き土産とするインタビュー調査は、私にとって貴重で豊かなお話をうかがえる贅沢な時間となりました。保育中にご協力くださった先生方、誠にありがとうございました。

「個人インタビューを担当して」

和洋女子大学 丸谷充子

2019年11月、日本多機関連携臨床学会からのお手伝い（技術支援）として、虐待支援研究班の吉澤先生、西先生、松原さんと一緒に、「体罰無きしつけ」についての現状と支援のヒントの収集を目的とする熊本での現地調査に参加いたしました。

熊本への訪問は3回目で、1回目と2回目はここネットの村上先生から日本多機関連携臨床学会へのご依頼で、熊本地震後の保育所、子ども家庭支援センターの状況の現地調査のため2016年11月と2月に訪問しました。被災後の大変な状況にも関わらず、大らかに強く進取に富むお人柄の先生方が温かく迎えてくださり、すっかり熊本のファンになっていましたので、前回お世話になった先生方と再会できることを楽しみに熊本に参りました。

熊本空港を降り立った時の日差しの強さや空気分、先生方のゆったりしたお話しぶり、お忙しい中でかけてくださる細やかで大らかなお心遣いに前回の訪問を思い出し、「熊本に戻ってきた」と実感しました。調査ではペアを組んだ松原さんと八代市の文政保育園と玉名市の大野保育所を訪問してインタビューをさせていただきました。大変にお世話になりましたこと改めて感謝申し上げます。

先生方から、親子の成長を願い地域性を活かして長いスパンで密に家庭を支えていらっしゃることを伺い、支援者の主体的な取り組みが大

切であると感じました。役割分担が進むと合理的なようですが支援が分散して全体が見えにくくなります。分担している部分にのみ責任がフォーカスされると分担の狭間が生じ、「のりしろ」「シームレス」といった狭間を埋める概念が必要になります。役割分担を推進することは家族を丸ごと受け止める人や場所を無くしているかもしれないことにも目を向けなければならないことを気づかせていただいた訪問でした。

「保育者へのインタビューを担当して」

東京家政大学 武田（六角）洋子

虐待対応に関する保育者へのインタビュー調査において、筆者は2園を担当した。親子にとって最も身近な保育所において、子どもの最善の利益を考え、親にも懸命に寄り添おうと奮闘なさっている先生方の様子に頭が下がった。インタビューから学ばせていただいたことを3点記したい。

1点目は親への寄り添いと通告の狭間での葛藤である。明らかに心理的虐待と考えられる事例であっても、「これは虐待ではないと思いたい」という祈りにも似た保育者の引き裂かれるような思いに触れた。子どものみならず親の安全基地でありたい、あらねばという保育者の強い思いが、この気持ちを裏切るような虐待通告という行為へのためらいを生じさせる。しかし同時に保育者は、子どものためを思うと誰か早く通告してくれないか、という焦りも感じている。このような葛藤状況に直面している様子を目の当たりにし、胸が詰まった。

2点目は他機関との連携の難しさである。子どもの発達に問題がある場合、園と療育との連携は整ってきている。しかし、子どもが家庭の問題に起因する情緒的問題を呈している時、これについて親子を個別に支援する公的な場所が少ないようであり、運良く親子がそのような機関に辿り着いたとしても園との連携が難しいよ

うだ。

3 点目は長期的支援のための連携の難しさ、具体的には学校との連携の難しさだ。虐待の再燃が懸念されるケースや、きょうだい児が小学校に在籍するケースなどは小学校との連携が望ましいと考えられるが、要対協の管理ケースとならないうちは、小学校教員と保育者との間で、予防的支援実施のために必要な情報の共有は難しいようだった。

保育者の情緒的消耗を最小限にし、虐待の1次予防、2次予防の機能を存分に発揮できるよう、日常的に保育者を支援する体制をもっと整えていく必要があるのではないかと考えさせられた。

「グループ・セッション」から

西 智子

保育園の先生方との話し合いで強く感じたのは、子どもと保護者に対する暖かな眼差しと、頼れる子育て支援実践家集団であるということです。親との信頼関係の土台に「子どもをよく理解している」という保育の専門性を置き、親にとっては、“わかってもらえる”という安心感の基、子育ての不安や生活等に具体的に対応する支援が実践されていました。様々なタイプの親に、とことん寄り添う保育園の役割が浮かび上がってきました。反面、不適切な養育に関して「仕方ないよね…」「この程度なら…」といったように、見過ごしてしまうことも起きていると、過去を振り返りながら語られました。また、懲罰感情については必ず話題になりました。これも、“保育園で何とかしたい”という思いの中から生まれているとも言えます。日々の保育を通じて、体罰なきしつけのモデルとして機能していることも事実です。保育を可視化し、環境を通して行う支援を実践している意味は大きいと思いました。

気になったことは、支援業務そのものに対し

て保育者側からのアピールが足りないことです。保育園の中で努力をしているにもかかわらず、他の機関に働きかけることが少ないために、地域によっては、他機関から「見守り」と称する期待感の中で、丸投げ状態で保育園が親子を支えている現状も垣間見ることができました。虐待対応は保育者の熱意と努力だけでは難しいので、もっと声を上げ、連携を具体的にしていく必要があるとも感じました。

保育の現場には、先生方の熱意を支えるだけのゆとりがないことです。園長先生方からは、「先生方の負担が大きいけど…」「今回の話し合いでケース課題を再認識できた…」等の声が聞かれました。それは日常の保育業務の多忙さと個別ケース検証をするゆとりのない日々を物語っていました。また、組織的な対応より、個々の保育者の熱意と力量に支えられているという実感も持ちました。保育園の虐待対応・支援はもっと保育の業務として評価され、物理的・制度的整備がされるべきであると感じた次第です。



写真 敬愛保育園園庭

「担当した保育園での収穫と今後の戦略」

吉澤一弥

私は9つの保育園で聴き取り活動を担当した。東村山市にあるユウカリ会八国山保育園では、若手保育者の個人インタビュー中に「虐待勉強会」の園内開催というアイデアが生まれ、園長の全面的バックアップにより数週間後に実行に移された。第1回東京開催のライブ記録をテキス

トに、ほぼ全員の保育者が参加して熱い議論が繰り広げられた。「ストップ虐待・検討会議」の活動に相応しい主体的な展開であり、若い力の台頭に勇気づけられた。園内勉強会は、活動の浸透のための有効な方法論と考えられた。

八代市の高田東部保育園では初めてのグループセッションを持った。虐待事案で近隣や外部機関との協働が話題になり、重要な情報を持っているのが唯一保育園であること、したがって外部機関も保育園を頼りに情報収集を行っている実態がわかった。保育園を中心に地域に向けて放射状にプラットホームを形成しながら、親を加害者にしない支援が行われていて、保育園の実力と存在感の大きさが示された。

玉名市にある敬愛保育園の子育て支援センターでは、出産前の夫婦と子どもを連れた先輩夫婦が集って保育士や保健師によるパパママ講座が行われていた。即興的なグループセッションが実現し、子育てに対する自覚がこれから新米パパの口から率直に語られたり、先輩パパママから具体的なアドバイスやエールが送られるという微笑ましい光景が見られた。専門家が同席しての異なる年代の夫婦の交流は、子育てを孤立させない有効な手法であると思われる。

熊本市中央区の本荘総合子育て支援センターでは、日本女子大学の児童学科の学生が作成した「クールダウン」をテーマにしたポスターを展示した。利用者親子向けのイベントとして「叩きたくなったらどうする？」などをテーマに講演とグループセッションを行った。お母さんたちから積極的に質問が出て関心の高さが窺えた。ひろばでのイベントは子育て中の親から生の声を聴く大変貴重な機会になった。

世田谷区立赤堤保育園での詳細は武田先生の寄稿に譲るが、話題提供された事例に対して、課題の発見、理解の深まり、新しいアイデアの産出などへ発展した。グループセッションのもつ創造性と有効性を確認でき、可能性を秘めた

重要な方法論であることがわかった。

南八幡山保育園では、区営住宅の一階だけを使った園舎の直線的に伸びる廊下がこどもや保育者の縦横無尽のコミュニティーになっていること、事務局がカンファレンスはじめディスカッション機能を果たしていた。与えられた物理的構造をここまで柔軟かつ創造的に活用できていること自体が、日頃の保育と「親を加害者にしない」支援を実現している証と思えた。

なおみ保育園分園リンゴの木は、グループセッションが園長、支援センター責任者、心理、精神科医と専門家会議の様相となった。不適切な養育の親子事例では、台風19号の被災による転居などの要因もあって問題を複雑にしていたが、誰が通告者となるべきかなど通告後の見守りの観点から検討された。子どもや親に対する保育者の寄り添いの徹底ぶりが印象的であり、それが却って保育者の判断を難しくしていた。

西弦巻保育園では、「支援のヒント集」をお送りして時間があつたせいか事前に読み込んでくれていた。グループセッションの参加者一人一人が「処罰感情につて」「タイムマシンに乗れば」などそれぞれにテーマを挙げ、自らの経験に照らし合わせて反省の弁などを熱く語った。ここでも、「支援のヒント集」を活用する勉強会による議論の深化が確認できた。

成城つくしんぼ保育園では、ひろば、一時保育、保育園本体が見事に連携しユニットとして一体化していた。子ども家庭支援センターや児童相談所など外部機関から急な依頼が多いが、子どもを見てしまうと可愛くなって、うちの園で何とかしたいという気持ちになるということで、保育者本能の神髄に触れることができた。共同養育文化の再領有の実現のための中核的な寄り添いモデルの発見と考えられた。

ご協力いただいた12の保育園にこころより御礼を申し上げますとともに、「親を加害者にしない支援」の実現に役立てたい。

謝辞

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」のシリーズにおいて、講演者の倉石哲也先生（武庫川女子大学教授）、三樹優子先生（神奈川県中央児童相談所）、磯谷文明先生（くれたけ法律事務所弁護士）、山縣文治先生（関西大学教授）、後藤英二氏（世田谷区・保育課長）には、虐待問題の専門的知識や最新の情報をいただきました。講演のライブ記録の公表に関しても快くお認めくださいました。厚く御礼を申し上げます。

各回の「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」にご参集いただいた保育園や保育行政に関わる皆様方、日本女子大学の学生の皆様方におかれましては、グループ討議を盛り上げてくださり、主体的にさまざまなアイデアを創出されました。活動の推進に大きく貢献いただいたことに感謝を申し上げます。

3回の東京開催における運営に当たっては、日本多機関連携臨床学会の会員である三代果乃子さん、足立実咲さん、小峰みのりさん、上田綾香さん、飯村愛さんをはじめ多くの方々にご協力をいただきました。また、熊谷開催では主管の大谷光代先生（なでしこ第2保育園園長）、熊本開催では主管の小岱紫明先生（敬愛保育園園長、熊本子育てネット会長）はじめ、多くの会員や関係の皆様にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

2019年度 報告書 「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

発行日 2020年2月29日

発行元 日本女子大学重点化資金 虐待支援研究班

発行者 吉澤一弥、村上千幸、西智子、松原乃理子

協働制作 日本子ども子育て支援センター連絡協議会

日本女子大学 虐待支援研究班 事務局

〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1

日本女子大学家政学部児童学科 西研究室

連絡先 jutenka.shien@gmail.com

ホームページ <https://jutenkashienhp.wixsite.com/mysite>

日本子ども子育て支援センター連絡協議会（ここネット）事務局

〒861-0123 熊本県熊本市北区植木町有泉829

社会福祉法人喜育園 山東こども園

連絡先 info@kokonet.jp

ホームページ <https://www.kokonet.org/>

